

北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書について

北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対することに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和8年3月24日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書

北海道電力泊発電所3号機の再稼働に向けた準備が進められている。再稼働の同意を巡って議論していた際に、北海道電力は再稼働によって家庭向けの電気料金で11パーセント程度値下げできるという見通しを示していたが、今年1月になってから「値下げ幅は変わる可能性がある」と示唆した。北海道知事は再稼働の同意の際に、電気料金の引下げが見込まれることを理由の一つに挙げていたが、前提が覆されてしまった。

そもそも、道内各地で開催された住民説明会において、参加者からは安全性や避難計画の実効性に対する不安、再稼働そのものへの反対意見が多数寄せられていた。しかし、道民が十分に議論を深める時間が確保されることなく、北海道知事によって再稼働への同意が行われてしまった。

また、北海道が定めた北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例において、原子力発電は飽くまで過渡的なエネルギーとして位置付けられているにもかかわらず、再稼働容認の判断は、電力需給の安定や電気料金の値下げを主たる根拠として、長期間にわたり原子力発電所を使い続けることにつながりかねない。

敷地内の液状化リスクや活断層の存在、核のごみの最終処分問題、避難計画の実効性の不安など、科学的な疑義が解消されないままの再稼働は、一たび事故が発生すれば道民全体の生活と生業に壊滅的な打撃を与えるおそれがある。

よって、北海道においては、道民の理解が得られていない北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対し、一連の容認判断を撤回することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会